

3 認定こども園・幼稚園・保育園に関するよくある質問

※「保育園」には認定こども園（保育部分）を、「幼稚園」には認定こども園（教育部分）を含みます。

Q1 現在、育休取得中です。子どもが1歳（2歳）になるタイミングで保育園に預けて仕事に復帰しようと考えています。申込みや入園できるかどうか教えてください。

A1 年度の途中で申し込む場合、入園しようとする月の前月の10日までに、必要書類を市こども家庭課に提出します。お子さんが1歳（2歳）になった時点で保育園に入園するためには、お子さんが1歳（2歳）になる月の入園を申し込まないといけないので、お子さんが1歳（2歳）になる月の前月の10日が、必要書類の提出期限となります。

市は、提出された書類をもとに、入園の審査をします。審査により入園できるかどうかが決まりますので、お問い合わせの段階で入園できるかどうかをお答えすることはできません。

審査の結果は、入園月の前月の15日～20日くらいに、お電話にてご連絡します。

なお、例年、0歳児（1歳児）クラスは年度途中で空きが少ない状況です。引っ越しや保護者の退職等により途中退園をする子がいれば、その枠に新たに入園することができますが、同じように年度途中から入園を希望する方がたくさんいらっしゃいますので、その中で優先度*の高い人から順に入園のご案内をすることとなります。また、年度途中の入園の場合、希望する園以外へのご案内となることも多々あります。

少しでも入園できる可能性をあげるのであれば、お子さんが1歳（2歳）になるタイミングではなく、4月での入園の申込みをお勧めします（育児休業は、途中で切り上げるか延長（Q3参照）することになります。）。

※優先度は、岩倉市保育園入園選考基準指数表により決定します。

Q2 年度途中で入園を希望しましたが、入園できる園はないとの連絡を受けました。この場合、引き続き入園審査を受ける（入園のために待機する）ことはできますか。

A2 一度入園の申込みをした場合は、その年度内は、最初の申込みを元に、毎月の入園審査を受けることができます。最初の申込みの結果を市から連絡した際に、継続審査を希望されるかお聞きしますので、ご意向をお伝えください。

なお、翌年度の入園のための申込みは、別途必要になります。10月の一斉申込みの際に、忘れずに提出するようにしてください。

（例）令和7年7月の入園を希望したが入園できなかった場合、令和7年度中に入園の審査は引き続き受けることができますが、令和8年度の入園を希望する場合は、4月入園の申込み期間（10月上旬）に別途申込みが必要になります。



Q3 現在、育休取得中です。もうすぐ子どもが1歳になりますが、保育園に入園できなければ育児休業を延長する予定です。こちらのすべき手続きを教えてください。

A3 お子さんが1歳になる月の前月の10日までに、入園申込書等を市こども家庭課に提出する必要があります。

入園申込みの際に提出していただく書類の一つに「保育施設入所に関する調査票」があり、その調査票の裏面に、『育児休業から復職を希望する場合の意向を教えてください。』という項目があります。保育園に入園できない場合に育児休業を延長できるのであれば、『 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる』にチェックを入れて提出してください。

保育園に入園できなかった場合、必要な方には「保留決定通知書」をお送りしますので、勤務先に提出し、育児休業延長の手続きを行ってください。

なお、お子さんが1歳半になるタイミングでも同様の手続きが必要になります。

Q4 入しやすい保育園はありますか。

A4 保育園の入園の審査は、希望園ごとではなく、その月に申し込んでいる人全員を同列に市で審査し、優先度の高い人から順に入園のご案内をします。そのため、どこの園を第1希望にすると入園しやすい、ということは一切ありません。

教育・保育の内容や、送り迎えのしやすさなどで希望園を選ぶことをおすすめします。



Q5 子どもが3歳になるまで育児休業を取得し、復帰後は時短勤務で働く予定です。この場合、年度の途中で保育園の2歳児クラスに入園することになるとはと思いますが、入園できるのでしょうか。

A5 例年、2歳児クラスは年度当初は空きがありませんが、年度途中になると、満3歳になった子が幼稚園に入園するために退園することがあるので、空きが出る場合があります。ただし、入園できるかどうかは、その時点での空き状況や他の方の申し込み状況、ご自身の保育の優先度の高さなどによります。保育園に入園したいのであれば、少しでも入園できる可能性をあげるために、お子さんが3歳になるタイミングではなく、4月での入園の申込みをお勧めします。

※4月に申し込んだ場合であっても、他の方の申し込み状況等によっては、入園できない可能性がありますので、ご了承ください。

なお、お子さんが3歳になるのであれば、保育園だけでなく、幼稚園の満3歳クラスに入園することも可能です。幼稚園は15時頃に帰りの時間を迎えますが、その後18時頃までは預かり保育を実施していますので、保育要件があれば、保育園と同じように仕事後にお迎えに行くことができます。

また、保育園の2歳児クラスの場合は保育料がかかりますが、幼稚園の満3歳クラスの場合は授業料が無償化や市の給付の対象となりますので、幼稚園の方が費用を抑えることができます。ただし、幼稚園の預かり保育利用料は、自己負担する必要があります（市町村民税非課税世帯の場合は、預かり保育利用料も無償化の対象です（保育要件は必要です。）。）。

幼稚園の満3歳クラスについては、各幼稚園で定員を設けていますので、年度途中で入園できるかどうかは、各幼稚園にお問い合わせください。



Q6 保育園入園の申込みをしましたが、空きがないので入園できないとの連絡をいただきました。ですが、来月から仕事に復帰しないといけません。どうしたらいいのでしょうか。

A6 市の認可園には入園できませんでしたが、認可外保育園であれば、入園できる可能性があります。認可外保育園については市から紹介等をしていませんので、ご自身でお調べの上、施設にお問い合わせください。

また、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を使えば、認可外保育施設をはじめとした各保育施設の場所を調べることができます。

なお、認可園の審査は、翌月以降も引き続き受けることができます（Q2参照）。



また、ひと月に14日までであれば、一時保育を利用することができます。本市の場合、認定こども園曾野第二幼稚園こどもの庭保育園で、午前8時30分から午後4時30分まで預けることができます（相談すれば延長保育も可能です）。なお、利用の際には保育が必要な事由を示す必要があります。

なお、一部の認可外保育園の利用料や一時保育利用料は、0～2歳児の場合は、保護者に保育の要件があり、かつ、市町村民税非課税世帯の場合、無償化の対象になります。

保育園には、絶対入園できるという保証はありません。入園できる可能性をあげるために、入園の時期など、事前にご家族や勤務先と相談しておくようにしましょう。また、勤務先には、子どもが何歳になるまで育休を取得できるのか、あらかじめ確認しておきましょう。

Q7 事前に保育園や幼稚園の見学はできますか。

A7 公立園は、新年度の4月の申込みを行う前に、園見学の機会を設けています。広報いわくらやホームページで周知しますので、ご確認ください。私立園については、各園にご確認ください。

また、各園では、未就園児向けのイベントを実施しています。そのようなイベントに参加すれば、楽しく遊びながら園の様子を見ることができますので、ぜひご参加ください。

なお、各園でのイベントの詳細は、各園のページの「地域への開放」欄をご確認ください。

